

(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください

一昨年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります



マイナ保険証を使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ 証明写真機から申請
(対応していない機種もあります)

STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



詳しくは厚生労働省 Web サイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



問い合わせ先：健康保険課 保険チーム ☎ 0994-22-3044

第1号被保険者(65歳以上)の

令和6年度～8年度 介護保険料が決定

『第9期介護保険事業計画』の策定により、第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料が決定しました。また、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、所得段階などが見直されました。



POINT

- ① 基準額に変更はありません。(6,300円)
- ② 標準段階が多段階されます。(9→13段階)
- ③ 低所得者(1～3段階)の保険料が引き下げられます。

第9期(令和6年度～令和8年度)の介護保険料

段階	対象者	基準額に対する割合	年額(円)	月額換算(円)
1	生活保護被保護者	0.285	21,540	1,795
	世帯全員が 住民税非課税で、 老齢福祉年金受給者 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下			
2	世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.485	36,660	3,055
3	世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円超	0.685	51,780	4,315
4	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下	0.9	68,040	5,670
5	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超120万円以下	1.0 (基準額)	75,600	6,300
6	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円未満	1.2	90,720	7,560
7	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円以上210万円未満	1.3	98,280	8,190
8	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が210万円以上320万円未満	1.5	113,400	9,450
9	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が320万円以上420万円未満	1.7	128,520	10,710
10	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が420万円以上520万円未満	1.9	143,640	11,970
11	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が520万円以上620万円未満	2.1	158,760	13,230
12	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が620万円以上720万円未満	2.3	173,880	14,490
13	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が720万円以上	2.4	181,440	15,120

● 令和6年度の介護保険料は7月に決定します。介護保険料が決定するまでの徴収額は、昨年度(令和5年度)の介護保険料または前々年(令和4年)の所得を基に設定しています。(仮賦課)

● 7月に前年中(令和5年1月1日～令和5年12月31日)の所得を基に、今年度の保険料を再計算します。(本賦課) 通知書については、7月上旬にお送りします。

問い合わせ先：介護福祉課 介護チーム ☎ 0994-22-3043